

令和元年度 第3回 長野県契約審議会議事録

日 時 令和元年 11 月 18 日 (月)
13 時 30 分～14 時 50 分
場 所 長野県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室

1 開 会

○井上企画幹

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和元年度第3回長野県契約審議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます、会計局契約・検査課の井上でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元に配付しました次第に従いまして進行してまいります。先ほど小澤委員からご欠席のご連絡がありましたので、本日は7名の委員の皆様のご出席のもと、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては15時30分ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここでの報道機関の皆様、傍聴の皆様方をお願いがでございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは、会議事項に入ります。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

○碓井会長

それでは始めたいと存じます。このたびの台風19号によりまして、長野県下では大変な被災をされたところがございます。県民の皆様方に、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。また、長野県職員の皆様、あるいは関係事業者の皆様には、これから大変な作業が続くことと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第の「2 会議事項」の(1)ア「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは1ページの資料1をご覧ください。前回の令和元年度第2回契約審議会の主な意見を要約、又は類似のご意見についてはまとめるなどして整理させていただいたものでございます。

内容は記載のとおりですけれども、表の右側にあります事務局の対応案等のうち、前回審議会での事務局からの説明に補足等を加えた部分はありません。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

○碓井会長

それでは、資料1につきまして、これは毎回確認的な意味でお諮りしているものですが、お目通しいただいて、何かご発言がありましたらお願いいたします。

それでは、これでよろしいということにさせていただきます。

イ 建設工事における参加希望型競争入札の見直し

○碓井会長

続きまして、審議事項のイ「建設工事における参加希望型競争入札の見直し」について、取り上げたいと存じます。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

よろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

大変申し訳ありません。資料の内容の記載に修正がありましたので、本日、別紙でお配りしました、右上に「当日修正版」と書いてある資料をご覧くださいまして、これに基づいて説明させていただきます。

まず、「1 現状と課題」です。参加希望型競争入札は、受注機会が少ない小規模な建設業者の元請としての施工管理や品質管理等の技術力を評価し、入札参加の機会に配慮することを目的として、平成16年度より試行を行っております。

対象工事は、農政部、林務部、建設部が発注する予定価格800万円未満の土木一式工事で、受注者による直営施工が可能な工事を対象としており、昨年度は90件落札しております。

建設工事で通常行っている受注希望型競争入札は、まず郵送入札でスタートし、平成29年4月からは電子入札を原則として実施しておりますが、参加希望型競争入札では、応札者の多くが小規模な建設業者であることに配慮し、試行開始して以降、現在でも入札会場における紙入札としております。

一方、近年の入札状況を分析したところ、参加希望型競争入札に応札した企業のうち約90%の方は、既に電子証明書、ICカードを所有してございまして、電子入札に参加できる状況にあります。また、85%の方は、実際に受注希望型競争入札にも応札していることが分

かりました。

さらに参加希望型競争入札は、近年入札参加者数が少なく、参考のところに案件数が書いておりますけれども、「応札なし」等の不調案件が発注件数の約2割程度となっていることも踏まえまして、この制度の見直しが必要となっているところです。

これらの課題を踏まえた見直しの内容ですが、「2 見直し内容」に記載のとおり、参加希望型競争入札を受注希望型競争入札に統合したいと考えております。なお、統合にあたって、参加希望型競争入札における入札参加要件というものは、今後の受注希望型競争入札でも引き続き同様に設定していき、小規模な建設業者の入札参加機会に配慮してまいりたいと考えております。

また、受注希望型競争入札に統合後、入札は原則電子入札という形になりますが、電子入札の体制が整っていない企業には、これから4月までの間に準備をしていただくこととなります。※に記載のとおり、県では、「電子入札ヘルプデスク」を設置し、電子入札に際しての機器の設定ですとか、実際に入札の際の操作の支援等を行っております。

「3 効果」ですけれども、受注希望型への統合によりまして、受発注者双方の負担軽減と入札事務の効率化が図ることができると期待しております。

この改正の実施時期は、令和2年4月から行いたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

吉野委員。

○吉野委員

参加希望型競争入札と受注希望型競争入札の関係で、多少の違いは出ているのですけれども、まだよくイメージがつかめないのので、両者の違いをもう少し具体的にお話しただけませんか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

通常行っている受注希望型競争入札は、入札参加資格を付与した上で、地域要件、あるいは資格総合点数を発注者が設定した上で、その条件に入れば誰でも入札できるという仕組みの一般競争入札になります。

続いて、参加希望型競争入札は、入札参加資格を付与し、さらにこの参加希望型競争入札というものに参加しますか、という意味を確認して、参加したいという企業に対して、参加希望型競争入札における参加資格を付与して、参加希望型競争入札に応札できるという違いがございます。

両方とも、一般競争入札には変わりございません。あらかじめ誰が札を入れるかというものは、当日にならないと分からないということになっております。

○吉野委員

参加希望型のほうは、多少小規模だという感じのようですが、受注希望型と区別するのは、受注希望型でも少額の入札もあるんでしょうか。

○事務局

ご質問のとおりでございます。ここ最近の状況ですと、全県で参加希望型競争入札で行っている800万円未満の土木一式工事というものは、ほぼ同数が受注希望型競争入札でも出されております。これは参加希望型競争入札で入札公告を出しても、応札なしの状況が続いている発注機関は、参加希望型競争入札での発注をやめて、受注希望型に切り替えているという場合もございますし、あるいは工事内容によって入札の条件として、「直営施工が可能な工事であること」がありますが、少額であっても一部下請に出さざるを得ないような工事も含まれているような工事については、受注希望型競争入札で発注しております。

○吉野委員

ここに書いてあるところから見ますと、少額はもちろん受注希望にもあるんだけど、入札参加要件が少し違うのと、電子入札にするかどうか大きな違いと見てよろしいですか。

○事務局

おっしゃるとおりです。ただ、入札参加要件に関しては、これで受注希望型と統合することで違いはなくしていきたいと考えております。

○吉野委員

1の③「応札なしの不調案件が発注件数の約2割程度になっていることなども踏まえて制度の見直しが必要になっている」とおっしゃっているんだけど、受注希望型と参加希望型で、いわゆる応札なしの不調案件というのは、数は全然違うんでしょうか。

○事務局

参加希望型競争入札の応札なし、あるいは予定価格に達しない不調というものは、こちらに書いてありますとおりおよそ2割となっておりますが、受注希望型競争入札全体においては、応札なしと不調の発生率は8%ぐらいということで、やはり参加希望型のほうが不調件数が多いということになります。

○吉野委員

今お話のあったように、参加希望型のほうが不調が多いというお話ですね。それで受注希望型に統合しますということですか。なぜでしょうか。

○事務局

まず、参加希望型競争入札は、紙で入札会場に入札を実施していることとなりますので、例えば、応札される方の中には、遠くにいらっしゃる方がわざわざ事務所に出席して入札をするというものが、負担になっているのかと。制度を導入した当時は、従前が指名競争入札で全部会場に入札をやっていたのですが、試行開始から15年16年を経まして、基本的に電子入札、あるいは郵送入札というものが当たり前になってきているという状況で、会場入札に限定していることが、かえって入札へ参加しにくく、負担に感じられているのではないかと考えます。

そうした面もありまして、今回電子入札、あるいは郵送入札による受注希望型に統合することで、より入札の参加しやすさというものを担保していきたいと考えております。

○碓井会長

よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。湯本委員。

○湯本委員

先ほどの吉野委員の質問と関連するわけですが、今説明をさせていただいぶ理解が深まったところなので、確認ということでお願いしたいと思います。

同じく「現状と課題」の③のところですが、実際企業の90%が電子証明書、ICカードという中で、まだ100%に至っていないという状況で、この所有率を今後県としても一層増加させていく、どのように取り組んでいくのかというのが1点です。

もう一つが、これも先ほどの確認になりますけれども、当面電子入札ができない企業、非常に少ないという話ではありますが、そちらの企業の取り扱いについては、どのように取り組むのかという以上2点です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

受注希望型への統合を来年4月から予定しておりますので、参加希望型の入札参加者に受注希望型への統合、そして原則電子入札というものをこれから周知させていただきまして、電子入札の準備ができていない入札参加資格者に対しては、ITアドバイザーを中心に導入に向けてのサポートを行って、早急に電子入札が行えるようにしていきたいと考えております。

また、それでも電子入札が用意できないという企業に対しては、現行の受注希望型競争入札、原則電子入札とはなっていますが、発注機関の長がやむを得ないと認めた場合は郵送による入札を行うことを可能としておりまして、各管内の企業の実情を発注機関が考慮して運用していただくということになります。

○碓井会長

よろしゅうございますか。

渡辺委員。

○渡辺委員

そもそも参加希望型競争入札の目的が、受注機会が少ない小規模な建設業者の入札参加機会に配慮するとありますけれども、この受注希望型と統合されることによって、入札参加機会が損なわれるとかという心配はないでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

「2 見直し内容」にもありますが、参加希望型競争入札で設定していた入札参加資格要件、資格総合点数ですとか、あるいは営業所の所在地に関する要件というものは、受注希望型競争入札においても参加希望型競争入札のときと同じ条件を設定していきたいと考えております。

また、土木一式工事で、現在 811 点以下の方が参加希望型競争入札への参加資格に手を挙げることができるのですが、今、有効な入札参加資格者の中で、811 点以下の C 級、D 級、E 級の方の入札参加資格を付与している方の中で、参加希望型に参加できる方が 97% ぐらいとなっています。このため現在の入札参加資格者数は、受注希望型と参加希望型で、ほぼ同数になっております。

○碓井会長

柳澤委員。

○柳澤委員

今の説明で電子入札、電子証明書、誰もが入札できるという制度によって、2割もある落札しない案件を減らしていきたいという意図はよく分かりました。1つ教えていただきたいのですが、この電子入札の件で、「2 見直し内容」の※のところ、「原則、電子入札とするが、県では『電子入札ヘルプデスク』を設置し」とありますが、このヘルプデスクはよく分からないのですが、例外で電子入札をしなくてもいいと読めてしまうのですが、そういうことではないですね。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

受注希望型に統合された後は、原則電子入札でやっていただくこととなります。なお、入札するにあたってやり方が分からないといったものに対して、電子入札ヘルプデスクという外注しているアドバイザーを設置しております、こちらに電話をかけていただければ

ば、機器の設定から始まって、操作方法などのやり方を具体的にガイドしていただけるという意味で記載させていただきました。

○柳澤委員
分かりました。

○碓井会長
例外を設けるという趣旨ではなくて、支援を行いますという趣旨ですね。

○柳澤委員
指導を行うということですね。

○碓井会長
ほかにいかがでしょうか。
野本委員。

○野本委員
そのヘルプデスクですが、実際に希望する企業に出向いて指導するという形ですか。なかなか電話越しでは難しいと思いますが。

○碓井会長
事務局どうぞ。

○事務局
電話になります。電話で同じ画面を見ながらという形になっているかと思います。

○野本委員
そもそもその画面に行けるかというところは大丈夫ですか。

○事務局
今のところ、今まで応札者さんからそこからの質問はなかったかと思います。

○野本委員
ありがとうございます。

○碓井会長
その点は、推移を見てさらに改善、あるいは支援の方法については拡充していただくことも可能かと思います。
ほかにどうぞ。藏谷委員。

○蔵谷委員

2つお願いします。見直し内容を見ますと、今後来年の4月からは「参加希望型」という名称がなくなるということでもいいでしょうか。

○事務局

ご質問のとおり、全て受注希望型ということになります。

○蔵谷委員

もう1つ、先ほどから25件が応札なし等による不調ということですが、この不調案件は再公告されたのでしょうか。それとも受注希望型のほうで発注されたのでしょうか。

○事務局

もう一度参加希望型で再度公告されている場合もありますし、受注希望型でもっと広く応札者を募る場合もございます。あるいは発注ロットを見直して、規模が大きくなったから受注希望ということもありますし、あるいは今年度の発注を見送ったという例もあると聞いております。案件により、対応は様々ということになります。

○蔵谷委員

ありがとうございます。

○碓井会長

全員からご質問をいただきましたが、ほかに追加はありますでしょうか。

それでは、だいぶ理解も深まったように思いますので、この当日修正版の資料2にあるような内容で、従来実施しておりました参加希望型競争入札を見直して、受注希望型競争入札に統合するということを了承することによってよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。そのようにさせていただきます。

(2) 報告事項

ア 建設工事等における総合評価落札方式の評価項目の見直し

(7) 建設工事の技術者要件における工事成績評定点の評価期間の見直し

(イ) 建設工事における「登録基幹技能者」の評価対象の拡大

(ウ) 補償コンサルタント業務の加点評価対象における「CPD取得単位」の追加

○碓井会長

会議事項(2)報告事項になります。そのア「建設工事等における総合評価落札方式の評価項目の見直し」の(7)「建設工事の技術者要件における工事成績評定点の評価期間の見直し」、それから(イ)「建設工事における『登録基幹技能者』の評価対象の拡大」、(ウ)「補償コンサルタント業務の加点評価対象による『CPD取得単位』の追加」を、まとめて事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料3ページの資料3-1をお願いいたします。初めに(ア)の「建設工事の技術者要件における工事成績点の評価期間の見直し」について説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、「1 現状と課題」でございます。建設工事の総合評価落札方式では、技術者要件の評価項目として、配置予定技術者が担当した過去の工事における工事成績点に応じた加点評価というものを行っております。近年、労務単価や諸経費率の改定等による公示価格の上昇や、週休2日の推進に向けた取組、台風第19号災害への対応等による工事の一時中止によりまして、工期は長期化している状況となっております。

付け加えて申しますと、県では平成30年度から施工者希望型週休2日工事に取り組んでおりまして、入札の段階から週休2日の推進が図られるような工期設定というものを行っております。そのため工期の日数が延びておりまして、例えば3,000万円の道路改良工事と言いますと、今までの標準工期の設定が140日だったのですが、週休2日ということで、今1.5倍の210日、約70日ほど工期設定を増やして発注しているという状況となっております。

また、今回の台風第19号の災害を受けまして、早期復旧を図るために現在実施している工事につきましては一時中止等の措置を行いまして、災害復旧工事を優先して実施しております。

資料に戻りまして3つ目の丸でございますが、このため評価対象期間内に実績を積み上げることが近年厳しくなっておりまして、評価対象期間の見直しが必要となっている状況となっております。

続きまして、「2 見直し内容」でございます。現行は評価対象期間を3年としておりまして、配置を予定している主任又は監理技術者が公告日以前3年間に、国又は県が発注する工事で担当した工事におきまして、工事成績評定点が82点以上の実績が2件以上あれば、総合評価の評定点を1点加点するというようにしております。

同様に、表を見ていただきたいんですが、過去3年に82点以上の実績が1件あれば0.75点の加点。すみません、ここでちょっと訂正させていただきたいのですが、先日送付した資料でいきますと、この82点の1件というところが「1件以上」となっていたのですが、今回の資料は直してありますが、「1件」の間違いでございます。すみませんでした。

右側に行きますと、78点以上の実績が1件以上あれば0.5点の加点ということとしております。なお、この工事成績点というのは65点をベースとしておりまして、そこから加点または減点の評価を行うこととしておりまして、82点を取るためには、出来形や品質にばらつきがないように管理を行うと同時に、施工にあたっての創意工夫ですとか、社会貢献等を頑張らないと取れない点数となっております。

また、長野県の優良技術者表彰というものをやっているんですが、その応募基準というのが82点以上としております。

そのため評価対象期間を、先ほど言いました現状と課題にありますように、1件当たりの工期が長期化していることから、現行の3年から4年に見直しを行うというものでございます。

実施時期につきましては、令和2年1月の公告案件から適用させていただきます。
説明は以上でございます。

○碓井会長

では、次をお願いします。

○事務局

よろしく申し上げます。私のほうから説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料4ページの3-2をお願いします。建設工事等における総合評価落札方式の評価項目の見直しについてです。見直しの内容としましては、登録基幹技能者の評価対象の拡大についてになります。取組番号は68番になります。

まず、登録基幹技能者についてですが、次の5ページをお願いします。登録基幹技能者の役割の主なものとして、当該工種の職長として現場責任者である元請の主任技術者等に対し、現場の状況に応じた施工方法等の提案・調整を行うこと。また、効率的な作業を行うための現場技術者の配置、作業方法や手順などを指示すること。前後の工程に配慮して、他の工種の職長と連絡調整を行うことなどがあります。

また、登録基幹技能者は、建設キャリアアップシステムにおいて最高位となるゴールドカードが付与されます。

なお、前回の契約審議会で説明させていただきましたが、県では技能労働者の処遇改善に向け、技能労働者へ適正な賃金の支払いにつながる建設キャリアアップシステムの普及促進に向けた取組を行うこととしたところです。

4ページにお戻りください。「1 現状と課題」についてです。建設工事において、熟練した作業能力と豊富な知識を持っている登録基幹技能者の配置を促進することにより、現場における作業の効率化を図るため、総合評価落札方式において、自社の登録基幹技能者を配置する場合に、0.5点の加点評価を行っております。

先ほどもご説明いたしましたが、登録基幹技能者は、元請技術者や他の職長との施工方法等の調整や技能者の適切な配置など、重要な役割を担っており、登録基幹技能者の活用拡大が求められております。

「2 見直し内容」についてです。評価対象は選択項目となりますが、現行は元請業者のみ、かつ1職種としておりますが、元請業者に加え、1次下請業者を対象とし、職種を2職種に拡大します。対象となる職種については、発注者が指定する該当工事の主要な職種に関する職種とし、1職種のみ場合は現行と同じ0.5点、2職種とした場合は0.75点の加点を行います。

「3の期待される効果」についてです。1次下請を含めた登録基幹技能者の配置を促すことにより、建設工事のさらなる品質の向上が図られること、また登録基幹技能者の資格取得を促すとともに、建設キャリアアップシステムの活用と合わせることで、技能労働者の適切な評価や処遇改善が図られることが期待されております。

実施時期としましては、令和2年4月の公告案件から適用したいと考えております。
説明は以上です。

○碓井会長

では、その次をお願いします。

○事務局

資料 3-3 をお願いいたします。「補償コンサルタント業務の加点評価対象における『CPD取得単位』の追加」でございます。

まず、「1 現状」でございます。建設工事と補償業務以外の委託業務ということで、設計業務、地質調査業務、環境調査業務になりますが、これらの工事や業務では、品質の向上を目的としまして、総合評価落札方式の技術者要件の評価項目において、配置予定技術者の継続教育、「CPD」と呼んでおりますが、取得単位数に応じた加点評価を行っておりまして、加点は最大 0.75 点としております。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会では、補償コンサルタント業務に携わる技術者の技術力と資質の維持向上を図ることを目的としまして、継続的能力開発制度、補償協会のほうでは「補償コンサルタントCPD」と呼んでおりますが、それを平成 28 年に創設しました。

近年補償物件が複雑化、多様化しておりまして、補償業務成果の一層の品質確保が求められている状況となっております。

「2 見直し内容」でございます。補償業務における総合評価落札方式においても、建設工事や設計等の委託業務と同様に、配置予定技術者の継続教育（CPD）単位保持者の評価を行います。

評価対象業務は、補償業務のうち営業補償・特殊補償または機械工作物等の補償に伴う業務及び補償関連業務とします。要するに、公共事業を行うにあたりまして、移転等が必要となる企業や会社の営業補償や機械工作物の移転に伴う補償額の算定を行う業務というものが対象となります。

評価内容は、配置を予定する主任技術者が、公告日の前年度 1 年間に取得した CPD 単位に応じた加点評価を行うということで、年間学習単位が 30 ポイント以上であれば、0.75 点を加点、年間学習単位 15 ポイント以上、30 ポイント未満であれば 0.5 点を加点します。30 ポイントとしているのは、補償協会のほうで、1 年間に取得することが望ましいとして設定している学習単位数が 30 ポイントであるということをもとにしております。

この考えにつきましては、既に CPD 評価を行っている他の業務についても同様の設定でございます。

「3 実施時期」については、令和 2 年 4 月の公告案件から適用いたします。

説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

便宜上、3 つの報告事項を合わせて行いましたけれども、ご質問等につきましては 1 件ずつ伺うことにしたいと思います。

まず、資料 3-1 にございます「建設工事の技術者要件における工事成績評定点の評価期

間の見直し」につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

柳澤委員、お願いします。

○柳澤委員

資料3-1の「1 現状と課題」の丸の2ですが、ここには工期が長期化するというものの原因として、週休2日もそうでしょうし、台風19号災害への対応による工事の一時中断も分かるのですが、労務単価や諸経費率の改定等による工事価格の上昇というのが、工期の長期化に影響するというのがよく分からなかったため、その理由を教えてください。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今まで1,000万円ぐらいできていた工事が、労務単価や諸経費の改定によりまして、例えば1,300万円ぐらいに上がっていると、それに伴って標準工期も延びてしまうということです。内容は同じでも、それらの上昇によって標準工期が延びるという意味合いでございます。

○碓井会長

ほかにいかがでしょうか。

吉野委員、お願いします。

○吉野委員

現行3年を改正後4年に延ばした、1年延ばしたという根拠はどういうことでしょうか。延ばすのはいいけれども、工事期間の長期化と比べてとおっしゃるので、その辺はどうやって判断をされましたか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

単純に言いますと、3年間に2件の工事を終わらせるというのが非常に厳しい状況となっているということがありますが、先ほど説明いたしました、総合評価で実施している県の工事の価格帯の中で一番多いのが1,500万～3,000万ぐらいの価格帯という状況で工期設定が従前より1.5倍ぐらい延びているということで、現行の3年に1.5をかけて4.5年となりますが、5年としないで4年としたところでございます。

○吉野委員

1年延ばしで大丈夫なんですね。

○事務局

大体4年ぐらいあれば、2件ぐらいの工事は完了するというのもありまして、大丈夫だと考えております。

○碓井会長

渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員

細かいことで申し訳ないんですけども、工事成績評定点を評価する期間が4年になるということですが、それが「評価期間」となっているのですが、「評定期間」と言ったほうがいいかと思えますが。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

資料が分かりづらいのですが、配置予定する技術者が過去3年に担当した工事におきまして、82点以上取った工事が2件以上あれば総合評価で1点加点するというのでやってきましたので、3年間で2件あれば1点という意味合いです。分かりづらくて申し訳ないのですが。

○渡辺委員。

工事成績評定点を決めるのが4年になるという意味ですね。例えば、評定点82点以上とか実績をカウントする期間が4年間でという意味ですね。

○事務局

評価するのは公告日以前の3年間に82点以上取った工事が2件以上あれば、1点加点という意味合いです。

○渡辺委員

それが4年になるわけですね。

○事務局

そうです。

○渡辺委員

工事成績評定点を評定する期間が4年になるという解釈で間違いないですか。評価期間となると、評定点と評価を混同してしまっている気がします。

○事務局

評定点を有効とする期間が長いと。

○渡辺委員

言葉として「評定する期間を見直した」としたほうが分かりやすいと思いました。

○碓井会長

評定はそれぞれの工事ごとに行うわけですね。それを2件以上あるかどうかというのは、評価期間ということでしょうか。事務局が用意した使い方はそういうことですね。

○事務局

そういう意味です。

○碓井会長

そうすると、ご報告の内容でもそんなに問題はなさそうですね。

渡辺委員、ご了承いただけますか。報告だから、私たちは承るしかないので。

○渡辺委員

評定点と実績件数を合わせて、全体で評定が。

○碓井会長

これは報告事項ですから、そういう意見があったということだけは踏まえていただくことにしましょうか。

ほかに何かありますか。野本委員。

○野本委員

この評定を受けるときですが、4年の中で開始した工事ですか。それとも完成して評定を受けたのが4年の中に入っていればいいということでしょうか。

○事務局

後者のほうの4年間に評定が終わっている工事がという意味合いです。

○野本委員

ありがとうございます。

○碓井会長

ほかに。

では、これは承ったということで、次は資料3-2「建設工事における『登録基幹技能者』の評価対象の拡大」についてのご報告がありましたが、これについてもご質問等がありましたらご発言願います。

藏谷委員、お願いします。

○藏谷委員

見直し内容の(1)で、今度見直し後は元請業者さんと1次下請業者とありますが、1次下請業者の登録基幹技能者は、現場を2つ、3つ、複数の現場を掛け持ちするという場合も考えられますが、その場合はそれぞれの現場で評価対象になっていいのでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今のご質問の1次下請の登録基幹技能者についてですが、該当する工事の工事期間は、その現場に配置が必要となりますので、工事期間が重複しない場合は、他の現場と両方兼ねて行うことは可能と考えております。

○碓井会長

藏谷委員、それでよろしゅうございますか。

○藏谷委員

同じ時期に重なる場所も考えられませんか。午前中はこっちに行って、午後こっちに行くというのは、小さな工事であるでしょう。現場でもきっとこれは出ますよ。そういう場合の対応をお考えになっておいたほうがよろしいかと。そうじゃないと、先に登録したほうが勝ちになって、現場でそういう人を取り合うことも考えられますね。その辺の対応をお考えいただくとありがたいと思います。現場でのトラブルを、できるだけ少なくしていただきたいということでお願いします。

○事務局

今の意見を踏まえて検討していきたいと思います。

○碓井会長

ありがとうございます。

ほかに何かご質問はありますか。野本委員。

○野本委員

見直し後は、元請業者、1次下請業者、どちらかに2人いればいいということだと思いますけれども、現行では元請業者には必ずいなければいけないのが、見直しすれば元請業者にもいなくていいと解釈していいのでしょうか。一番重要なところになってくると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

今のご質問についてですが、現行の場合、自社の登録基幹技能者を現場に配置できる場合は0.5点加点としており、この場合は、元請の登録基幹技能者が配置できる場合のみ0.5点加点するというようになっております。必ず付けなければいけないということではなく、配置いただける場合は0.5点加点をさせていただきますというものになっております。

見直し後ですが、まず現行の元請の登録基幹技能者が配置いただける場合、これも現行と同じで0.5点の加点になります。また今度元請の登録基幹技能者は配置いただけないのですが、1次下請で配置いただける場合についても対象としますので、0.5点加点をさせていただきますということで見直しをさせていただきますと考えております。

○碓井会長

野本委員、それでよろしいですか。

○野本委員

ありがとうございます。つまり、元請にはいらっしやらなくても、1次下請に2人いれば0.75ということでしょうか。

○事務局

そういうことになります。

○碓井会長

そうするとそれは、元請の評価に入るわけですか。そう理解していいですか。

○事務局

はい。

○碓井会長

そこがポイントですね。

ほかにいかがでしょうか。なかなかそれぞれについて詰めていくと色々あるものですね。それでは、これも承ったということにさせていただきます。

次は資料3-3、「補償コンサルタント業務の加点評価対象における『CPD取得単位』の追加」のご報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

こちらはよろしいでしょうか。

では、これは承ったということにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。以上、3件のご報告を承ったということにさせていただきます。

それでは、ここで10分ほど休憩をさせていただきます。

< 休 憩 >

イ 建設工事等における全国の落札率の推移

○碓井会長

それでは、再開させていただきます。

報告事項イ「建設工事等における全国の落札率の推移」を取り上げたいと思います。

まず、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

7ページ、資料4をお願いします。建設工事と委託業務の全国の落札率について、平成30年度の集計結果がまとまりましたので報告いたします。

平成30年度の建設工事委託業務の落札率について、全国の都道府県に対しアンケート調査を行った結果をまとめたものとなっております。平均値の算出方法は、各都道府県の平均落札率を単純平均したものとなっております。

まず、資料4の上段の表とグラフについては、建設工事のものとなります。平成30年度の全国の平均落札率は93.3%となっております。前年度に比べわずかに上昇している状況となっております。これに対して、長野県は93.1%ということで、前年度に対して0.4%上がっているというような状況となっております。

「2 委託業務」についてですが、こちらについては、全国平均は29年度に対して0.1%下がった87.9%となっております。長野県につきましては、前年度と同じで89.8%で推移をしています。

以上、説明を終わります。

○碓井会長

ただ今のご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

藏谷委員。

○藏谷委員

県におかれて8月1日から失格基準価格の上限が94.5になり、直近8月以降の平均落札率の数字がお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

建設工事につきまして、9月末現在の受注希望と総合評価の平均落札率ですが、93.66%となっております。令和元年9月のみですと、95%の落札率となっております。

○碓井会長

ほかにかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。それでは、これも承ったということにしたいと思います。

ウ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

○碓井会長

続きまして、ウ「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」についてのご報告をお願いいたします。

事務局から、ご報告をお願いいたします。

○事務局

着座にて失礼いたします。

それでは8ページの資料5をお願いいたします。「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」について報告いたします。

「1 目的」としては、令和元年度の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の賃金実態等を調査しまして、より適切な予定価格や最低制限価格の設定を研究するための基礎資料とすることとしております。

「2 調査内容」ですが、調査対象としましては、令和元年度の競争入札による予定価格100万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の委託契約としております。

調査期間は令和元年5月31日を含む1か月間を対象としております。

「3 調査結果の概要」です。まず(1)回答状況ですが、調査対象となる契約は清掃については55、警備業務については16、設備管理については12あり、全ての契約について回答をいただきました。

(2)は賃金実態調査の結果になります。表の中の数字の上段は今年度、下段の括弧内が前年度のものとなっております。表の左側の列、本調査の対象者数は、清掃・警備・設備管理を合わせて、今年度310名となりました。

その対象者数の列から順に右側へ、この表は平均年齢、平均勤続年数、就業形態が正規社員の割合、給与形態、時給社員の割合、平均労働時間、平均賃金について示している表です。この中では、まず対象者数の右の列、平均年齢ですけれども、3業務全てで前年度の数値を下回り、またその右の平均勤続年数が、対象者数が多い清掃と警備において、前年度の数値を下回っていることから、全体として業務従事者の若返りが図られたものと思われれます。

続いてその右、就業形態では清掃・設備管理で正規社員の割合が低く、全体でも前年度を下回り、また一方、その右の給与形態の時給割合では3業務で高い傾向を示しており、一般的に非正規従業員において、給与形態が時給の割合が高い状況というのが推察されるところです。

またその右、平均労働時間ですが、設備管理でわずかに増加したものの、全体では減少しておりまして、受注した会社の中で、昨今の働き方改革の成果というものが出始めているのかなと感じております。

一番右の列の平均賃金についてですが、まず今年度の長野県の最低賃金は表の右下の※部分に記載しました821円でありまして、3業務全てでこの数字は上回っている状況です。昨年度の調査との比較では、清掃は昨年度861円に対しまして、今年度874円の1.5%の増。警備は昨年度871円に対しまして、今年度879円で0.9%の増。設備管理は昨年度

969 円に対しまして、今年度 1,021 円で 5.4%の増。これら 3 業務を平均しますと、昨年度 873 円に対しまして今年度 890 円で、1.9%増加したという状況にございました。

続いて資料を 1 枚めくっていただきまして、9 ページをお願いします。(3)の賃金分布の状況を棒グラフで示したものでございます。清掃では、一番左側の列である最低賃金 821 円、これを上回る 822 円から 850 円の間にもっと多く分布があり、昨年度とこれは同様の傾向を示しているところです。

また警備では最低賃金 821 円のところに最も多く分布しており、設備管理では、最低賃金より少し高いところにそれぞれ分布が見られます。これら警備と設備管理においても昨年度と同様の傾向となっております。

最後に(4)では、平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間の最低賃金及び 3 業務の基本給をベースとした賃金の推移を棒グラフで、加えて 3 業務の正規社員の平均割合の推移を折れ線グラフで表したものです。3 業務の基本給は、設備管理においてわずかに減少した年度もあるものの、近年の最低賃金の上昇に伴い、着実に上昇していることが見て取れます。

また正規社員の平均割合も、平成 28、29 年度は 27%と横ばいで、平成 30 年度は 46%に増加、今年度は 41%となりましたが、近似線と見れば、こちらにも上昇傾向にあると考えられます。

これまでの賃金実態調査の傾向や、今年度の調査結果を踏まえますと、平成 29 年度から導入した清掃・警備業務の最低制限価格等の設定、また複数年契約により導入以前の平成 28 年度と比較して、導入した平成 29 年度以降の落札率は上昇しております。その結果として、こちらの賃金の上昇にもつながってきているものと思われまます。今後も毎年賃金実態調査を実施しまして、その調査の動向を注視してまいります。

また、来年度に向けた清掃・警備・設備管理業務の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定に当たりましては、12 月に公表される国交省の建築保全業務の労務単価を基礎としまして、今回の賃金実態調査の結果も基礎資料の一部としてまた検討を進めまして、次回の第 4 回契約審議会において、改定した内容を報告させていただきます。

以上で、賃金実態調査の結果について報告を終わります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただ今のご報告につきまして、ご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

野本委員、お願いいたします。

○野本委員

賃金の傾向については分かりましたが、この中で警備を見ますと平均年齢が 50 歳ちょっと、平均勤続年数が 8 年、これはこの中では結構長いほうで、就業形態正規割合が 68%、つまり、現役バリバリの働き盛りの人が、最低賃金プラスアルファのところにいるということは、いささか寂しいような気がしますがけれども、これは行政として取り組んでいかなければいけないのか、それともこれはそれぞれの企業で対応してもらうべきことなのか、その点はいかががでしょうか。

○碓井会長

事務局、どうでしょうか。

○事務局

確かに警備の平均年齢は 50.7 歳、平均勤続年数は 8 年ということで、警備の従業員の方々は比較的長く県の庁舎等に勤めていただいているという状況が見て取れます。

今回の調査では、賃金のほかに通勤手当、賞与などといった手当の部分も聞いております。その内容を踏まえた警備の特徴としては、確かに資料 9 ページの分布を見ると警備は最低賃金の 821 円に一番ボリュームがあるのですが、清掃・設備管理よりも手当の部分で多くもらっている人が多いということがあります。それは警備の正規社員の割合が、ほかの 2 業種に比べて高いというところに込められているのだと思います。

そういった意味で、比較的警備の方々が最低賃金レベルで働いているという状況はございますけれども、手当の部分を見ると、清掃・設備管理に引けを取らない給与を頂いている部分があると思います。

ですので、さしあたり県でこれからどうアプローチしていくかは、引き続き注視していくと考えているところです。

○野本委員

分かりました。

○碓井会長

ほかに。湯本委員、お願いします。

○湯本委員

8 ページの 3 の (2) ですが、先ほど説明がありましたけれども、年齢が下がり平均賃金が上がったにもかかわらず、特に清掃や設備関係については、年齢も関係があるかもしれませんけれども、就業形態の正規割合が非常に下がっていることについて、どのように説明していくのかというのが 1 点目です。

2 点目ですが、特に複数年契約の効果について、昨年の説明では、非常に正規の割合が上がったということでありましたけれども、今回については、上昇傾向とはいえ、昨年よりも下がっているということについては、どのように評価をしているのかについてお願いしたいと思います。以上です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

ご質問の 1 点目、今回全ての業務について、年齢は下がり平均賃金は上がりましたが、就業形態の正規割合が下がっているという状況です。確かに 3 業務それぞれの正規・非正

規を分けて平均賃金の集計をした中では、3業務で程度の差はありますが、正規が非正規よりも平均賃金が高い結果になっているところです。

しかしながら、資料の9ページの賃金の分布において、主に清掃と警備業務で、ボリュームの一番多いところである最低賃金付近、821円の部分と822円から850円の部分で正規・非正規の方々がどのくらいいらっしゃるのかを見ても、確かに非正規の割合はこの中で多いのですが、正規の社員も一定数いるような状況です。すなわち、正規の方でも最低賃金付近で働いている方は一定数います。

そして、このボリュームのある最低賃金付近の方々は、1年に1回改定される最低賃金の増に伴い、この最低賃金の増と同程度の底上げが図られていると認識しております。したがって、最低賃金の増の結果として、3業務の平均賃金も増になったものと分析しているところです。ですので、就業形態の正規割合が下がったとしても、平均賃金等は上がることはあり得るのではないかと考えております。

ご質問の2点目ですが、正規社員の割合が昨年度よりも下がったことに対する評価という点です。今年度、3業務平均の就業正規の割合が昨年度より5%低くなった結果が出たところですが、まず前提ですが、この調査の対象は、庁舎等の清掃等の業務を受注した企業の全従業員を対象にした調査ではなく、あくまで受注企業の従業員のうち、県の庁舎等で従事している方々を対象としております。ですので、受注企業の従業員全体の正規社員の割合が5%低くなったわけではないというところを、補足させていただきたいと思えます。したがって、受注企業の判断によって、昨年度と今年度によって庁舎等の各業務に配置する従業員も変更することはもちろん可能でありますので、そのような傾向を拾ってきたと考えております。

また、この調査自体も全体で310人という対象者数であり、サンプル数が必ずしも多いとは言えないところでもありますので、多少の数値の上下というのにはあり得るものだとも考えております。

したがって、先ほど説明でも申し上げたところではありますが、近似線としてこの正規社員の割合を見ていると、上昇傾向にあると考えておりますので、今後も賃金実態調査を継続して実施して、長い目で注視していきたいと考えております。

○確井会長

ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員

令和元年5月分となっていて、5月分単月の賃金の実態調査と理解したのですが、1か月だけで大丈夫なんでしょうか。季節変動があるのかないのか分からないのですが、その辺はいかがですか。もう少し数か月分の試料を取るということは大丈夫ですか。

○事務局

確かにそういったところもあるかと思えます。この調査は平成28年度から開始したのですが、その時点から1か月単位というところで、毎年5月という時期にやらせていただ

ていて、こういった調査は途中で対象を変えてしまうと、データ自体も揺らぎが出てきてしまう部分があるところなので、1か月という単位でこれからもやっていきたいかと考えております。

○渡辺委員

この3業種がそんなに季節変動がなければ大丈夫だと思うのですが、たまたま5月が一番低いときだとかということがあればと思って。

○事務局

そういった点は今後考慮させていただきます。

○碓井会長

ほかに何かありますでしょうか。

よろしゅうございますか。私からですが、先ほど事務局からのご説明があったとおり、県の発注に係る業務ということですが、長野県では産業労働部などでこういう業務の同じような調査をやってはおられますか。民間全体の委託業務について、そういうのはないですか。例えば低くなっているとか、比較ができるものなら比較してみたいと思ひまして。

○事務局

県で所管している課としては、産業労働部に労働雇用課があります。私の知る限り、数年前まで雇用統計に関する調査を実施しておりましたが、国でも同じ調査をやっております、それに代えるということで、去年かおとしあたりから実施していないと把握しております。

国の調査ですが、業種別、製造業・サービス業など大まかな業種単位での調査でして、今回の調査の清掃や警備のように細かい業種ごとのデータではないので、そういった点の違いはあります。

○碓井会長

ほかにないようでしたら、これも承ったということにさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに何かございますでしょうか。

では、以上をもちまして、予定をしていた議事は全て終了とさせていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局にお返ししたいと思います。

3 その他

○井上企画幹

碓井会長ありがとうございました。委員の皆様、慎重審議を大変ありがとうございました。

では、次第の「3 その他」でございます。事務局からですが、次回第4回契約審議会の予定でございます。現時点で1月31日の開催を予定しております。皆様ご出席をよろしくお願ひしたいと思います。後ほど、事務局から正式にメールをいたしますが、一度皆様にお聞きした日程の中で予定をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

事務局で用意した議題につきましては以上でございます。委員の皆様から何かございますか。

4 閉会

○井上企画幹

それでは以上をもちまして、令和元年度第3回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(了)